

○山梨県少年警察学生ボランティア制度運用要領の制定について

〔 令和 6 年 3 月 1 8 日 〕
〔 例規甲（少サ）第 1 0 7 号 〕

山梨県少年警察学生ボランティア制度運用要領

第 1 趣旨

この要領は、少年警察学生ボランティア（以下「学生ボランティア」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 活動目的

少年の非行防止活動及び健全育成活動に意欲と熱意を有する大学生を少年警察活動の協力者として委嘱し、少年により近い目線での立ち直り支援活動等を通じて少年の健全な成長を図ることを目的とする。

第 3 委嘱

- 1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次の要件に該当する者からの申込みにより、学生ボランティアを委嘱するものとする。
 - (1) 山梨県内に本拠を置く大学（学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に基づき設置するもので、大学院及び短期大学を含む。）に在籍していること。
 - (2) 人格及び行動が模範的であること。
 - (3) 少年の非行防止、少年の健全育成活動等に熱意と行動力を有すること。
 - (4) 心身共に健康であること。
- 2 申込みに当たっては、少年警察学生ボランティア申込書（第 1 号様式）により申し込むものとする。
- 3 学生ボランティアの委嘱は、委嘱状（第 2 号様式）を交付して行うものとする。

第 4 任務

学生ボランティアは、警察職員の指導の下、次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 少年の立ち直り支援活動に関すること。
- (2) 少年をめぐる有害環境の浄化に関すること。
- (3) 非行防止のための地域社会に対する啓発に関すること。
- (4) 少年の社会参加、スポーツ活動等の推進に関すること。

(5) その他(1)から(4)までに掲げる活動を行うため、必要と認められること。

第5 任期

- 1 学生ボランティアの任期は2年とし、起算日は6月1日とする。
- 2 学生ボランティアは、再委嘱することができる。

第6 解嘱

- 1 本部長は、学生ボランティアが次のいずれかに該当する事由が生じた場合は、これを解嘱することができる。
 - (1) 本人から辞任の申出があったとき。
 - (2) 学生ボランティアとしてふさわしくない非行があったと認められるとき。
 - (3) 学生の身分を失ったとき。
- 2 学生ボランティアに1(1)及び(2)の解嘱事由が生じたときは、解嘱状（第3号様式）を交付して行うものとする。

第7 研修

生活安全部 人身安全・少年課長（以下「人身安全・少年課長」という。）は、学生ボランティアの活動が適切に行われるよう、学生ボランティアに対し適宜研修を行わなければならない。

第8 学生ボランティアの心構え

学生ボランティアは、第4に定める任務を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係者の人権を尊重し、少年の健全育成の精神に徹すること。
- (2) 少年、保護者その他関係者から尊敬と信頼が得られるように努めること。
- (3) 常に警察職員の指導を受け、活動に当たること。
- (4) 学生ボランティア又は学生ボランティアであった者は、その任務を遂行する過程で知り得た秘密の保持に留意すること。

第9 学生ボランティア名簿の作成

人身安全・少年課長は、学生ボランティアの委嘱状況を明らかにするため、少年警察学生ボランティア名簿（第4号様式）を作成しなければならない。

第10 ボランティア活動の認定

- 1 本部長は、学生ボランティアがボランティア活動を行ったときは、これを認定するものとし、少年警察学生ボランティア活動認定証（第5号様式）を交付するものとする。

る。

2 活動の認定は、年度ごとに行うものとする。

様式略